

平成26年第7回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年12月8日(平成26年11月27日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 平成26年12月11日(木) 午前 9時30分

散会 午前10時10分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原 賢二
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	寺本 恵子
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成26年第7回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成26年12月11日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第116号 邑南町監査委員条例の一部改正について

議案第117号 邑南町税条例の一部改正について

議案第118号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第119号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第120号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第121号 邑南町保健センター条例の一部改正について

議案第122号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第123号 邑南町郷土館条例の一部改正について

議案第124号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第125号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第126号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第127号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第128号 邑南町保育の実施に関する条例の廃止について

議案第129号 工事請負契約の締結について

議案第130号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第131号 町道路線の認定について

議案第132号 平成26年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第133号 平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

て

議案第 1 3 4 号 平成 2 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 1 3 5 号 平成 2 6 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 1 3 6 号 平成 2 6 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 3 号について

平成26年第7回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成26年12月11日(木)

—— 午前 9 時 3 0 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。1番大和議員、2番瀧田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第116号から議案第ひゃくじゅう、ん、あ、136号までの質疑を行います。始めに、議案第116号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第116号の質疑を終わります。続きまして、議案第117号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 議長(山中康樹) えー、15番

- 三上議員(三上徹) えーと、今回117号で邑南町税条例の改正がなされるというのが出ました。えーこのなかで、これはまあ軽自動車税、あるいはその他のなかでフォークリフト等だということですが、まああの、まあこれ町税だと思うんで、あの近隣を見てこうしたということですが、今私が考えますのに今これをする前に今現在邑南町のなかにある軽自動車、ま、たとえば軽トラックとかあるいは去年税金のときによく言われましたコンバインとかトラクターいろいろあるわけですが、それがどのくらい邑南町にあってどのくらいの税金が入るとるかそのへんの調査の結果をお願いします。

- 議長(山中康樹) えー、今あの数字でございますんで、手元に資料がないということで少し時間をいただいてあの資料を取りに行きたいということですが、結構でしょうか。

(4分程度経過)

- 上田税務課長(上田洋文) 番外。

- 議長(山中康樹) 上田税務課長。

- 上田税務課長(上田洋文) すいません。お待たせしました。えーと25年の資料でございますが、総排気量が、軽自動車のうちたとえば、50CC以下のものが613台、90CC以下のものが41台、125CC以下のものが31台、50CC以下のもので屋根付きのものが4台、2輪車が54台、軽四の乗用車が2千867台、軽四の貨物が2千838台、農耕用のものが2千249台、特殊自動車が79台、二輪の小型自動車が77台でございます。

- 三上議員(三上徹) はい。

- 議長(山中康樹) 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** いやこれはまあ、今あの税金としてナンバーをもって入っとるものを今言われたのか、そこのところを聞きよるん。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外

●**議長(山中康樹)** 上田税務課長

●**上田税務課長(上田洋文)** そのうち入っていないものですね、１１１台あります。税金として収入できていないものが。

●**三上議員(三上徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** まああの、ここでどうかせえと言うわけではございませんが、今、たとえばこういうものを上げるときに、まだ、いろいろ他な分でも未納の分がすごいあるという状況のなかで、未納の人はそれじゃあずっとそのまま、この分が入っておりませんといわれるけども、それは普通の税金のように未納ですよ言うて催促へはたぶんナンバー付けていないんだけえ、行っとらんと思う。ね。ナンバー付けとって入っとらんいうのを何台あるいうて言われたんかもしらんけども、あと何回もできんので言いますが、要は、ナンバーを付けてないのが相当数あるんじゃないかというのが、ひとつ私の疑念なん、ね、それは全然調査もしない、ほいで取る人からは上げてとるということになるんよ。それが大きく開いとるとすればですよ。だけえ、そこを今ちょっと尋ねたんであつて、ここからはまた増やしてとるんだが、ここは申請してないけえとらんわけなんで。その申請してないのをずっと喚起もせず、なるべくナンバー付けてくださいよと、いう動きも、まあ去年はコンバインは、付けてくださいよという税金のときに、大いにありましたけども、やっぱりそういう努力をして、いかないとただ単にパンと上げますよと、いうのはおかしいんじゃないですかいうことを言うてるんであつて、あもう、やはりそのへんがすごく開いてきとると思います。で、まあ、ここで税金払うても、今度、税金の申告のときには農業関係ですから、その後でまた引ける部分もあるので、わしはそのへんは大いにそのへんは喚起してですねみんなが、そこへ払っていくようにして、特にこれを上げるとするならば、する努力をしていただきたいということを言っておきます。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** さきほど、おっしゃられたとおり、あの申告の時期にナンバープレートと申告に持ってこられた資料との突き合わせのなかで、ナンバーがついてない場合は、これは乗用だったら必要ですよという喚起をして付けていただくように努力はいたしております。

●**議長(山中康樹)** 他に質疑はありませんか。

●**議長(山中康樹)** ありませんか。無いようですので、議案第１１７号の質疑を終わります。続きまして、議案第１１８号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第１１８号の質疑を終わります。続きまして、議案第１１９号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第１１９号に対する質疑を終わります。続きま

して、議案第120号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第120号の質疑を終わります。続きまして、議案第121号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 10番。

●議長(山中康樹) 10番、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) あのう、この石見保健センターについては、今回条例から削除されるわけですが、これまでもあのう、保健センター、社協さんが、社会福祉協議会さんが、あのう、使われていたもので、まあ今現在保健センターとしての機能はしてないということは承知をしとるんですが、あのう、今現在その町内、健康センターを中心にいろいろ保健業務をやとられるわけですが、羽須美の保健センターは今も稼働されとるということで、えー、支障はないんですかいね、あのう、町内全般にわたって保健業務をやる上で。

●日高保健課長(日高誠) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) 保健業務につきましては、現在も石見の方ではほとんど使っておりませんで、あの、他の施設、いろいろ業務的なことはその公民館でありますとか、自治会館でありますとか、いろいろなところで検診と相談業務等はやっております。それから、羽須美についてですが、あの、羽須美の安心センターが保健センターになるわけですが、あれはあの合築でして、機能的には、あのう、確かに使っていない部分もたくさんあります。ですが、あのう、他の福祉施設と合築しておりますので、まだ処分の方ができない状況であります。このたび、石見の保健センターを用途廃止するというのは、社協さんの方が全体的に使いたいということがありまして、町といたしましては業務的なことは他の施設で、あの、まかなっているという判断からこういう条例の改正をさしていただくものであります。

●日野原議員(日野原利郎) 10番。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) あの、ちょっと今聞き漏らしました。羽須美の保健センターは、今どういう形で使とられる言われましたか。

●日高保健課長(日高誠) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) 羽須美の保健センターは安心センターという建物でして、あの、社協さんが入っているのと、高齢者の方が入居されている施設とが一緒にできている、合築で、作ったものでありまして、あの、保健センター部分は部屋で分かれてるんですが、あの、使っていないか所、たとえば、相談室でありますとか、あの、ミーティングとか使っていない部屋が多々ありますけど、全体、一つの建物ですので、そこだけ用途廃止する申請を国の方にまだできてない状況です。それはあの使いたい他の団体があつてですね、使いたいということがあれば、そういう方向では進みたいと思いますが、建物自体は今、一つの建物で社協さんと福祉関係の施設と一緒に混在しているという状況です。あの、保健センターとしての利用はしておりませんで、他の施設、保健業務は公民館でありますと

か、さきほど言いました全町ですけど、あの他の施設でやっておりますので、保健センターとしての機能は、あのう、使っておりません。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) ま、ということは、今回石見保健センターを、あのう、条例から落とされるわけですが、今も現在も羽須美の保健センター、保健センターとしての業務はしてないということであれば、同じ考え方じゃないんですかいね。

●日高保健課長(日高誠) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) はい、あの、そのようにしたいように、あのいろいろ調整をしとるんですが、ただあの、国に報告するのにですね理由がいりまして、そういう理由が石見の場合は、このたびは社協さんが全体を使いたいということであの保健センターから普通の、ま、今度福祉課の方に移管しまして、福祉課の方から社協さんと契約して使っていくようになるわけですが、羽須美の方は、今、さきほど言いましたようにそういう国に対するいろいろ処分の申請ができない状況ですので、それができたときには、そのようにしたいとは思っています。あの、たまたま、今回はその石見の保健センターが、あのう、そういう条件が整ってお願いするということで、将来的にはそういうことも考えていきたいとは考えておりますが、今の状況ではできない状況です。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第121号の質疑を終わります。続きまして、議案第122号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第122号の質疑を終わります。続きまして、議案第123号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第123号の質疑を終わります。続きまして、議案第124号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 議長、1番。

●議長(山中康樹) 1番、大和議員。

●大和議員(大和磨美) えーと、委員会の時にも、えーと意見を出さしていただいたんですが、今回この家庭的保育事業のC型になるんですけれども保育士の資格がなくてもあの子どもを保育することができるような条例となっております。やはりあの子どもを預ける側としましては、きちんとした保育のあの知識のある方を置く方が望ましいと思いますし、あのう、いくら国の基準はクリアーしているといっても、あのう、条例でより良いものを定めるとことはできると思います。で、そのときに委員会でも意見が出たところで町長の裁量によってこの保育士の資格がない人に、えと、家庭的保育者というふうな形で定めて保育をしていただけるということになるんですけれども、その町長の裁量と言うのもすごく曖昧なのできちんと条例で定める必要があるかと思うんですがどうでしょうか。

●飛騨福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛騨福祉課長(飛弾智徳) まああの、さきほど言われましたようにこれは、あのう、本来国が定めるべき基準のところを地域の実情に応じてということで条例で定めるというこ

とになつとります。で、今回、このまあ条例を作成するにあたり、ま、国の基準をそのまま使っておりますし、この部分につきましては、従うべき基準ということでございまして、これを、ハードルを高くするということは、逆にそういったその開設が難しくなる可能性も出てきますし、その、町長が定める部分について、現時点でじゃあどのようなふうに定めるかということは、これは、あのう、非常に難しい問題だと思っておりますので、まあ、条例を制定をした後に、こういう事案が出てきましたら、あの、町長も含めてですね、あのう、いろいろ児童福祉審議会等も諮りながらやっぱり決めていくべきものではないかというふうに思っております。今ここで町の方でこれを独断的に基準を定めるというのではなくて、今時点では県の、ああ、国の基準をもとに策定させていただいているというところでございます。

●**議長(山中康樹)** 他に質疑はありませんか。

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第124号の質疑を終わります。続きまして、議案第125号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**議長(山中康樹)** ありませんか。無いようですので、議案第125号の質疑を終わります。続きまして、議案第126号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**議長(山中康樹)** ありませんか。無いようですので、議案第126号の質疑を終わります。続きまして、議案第127号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第127号の質疑を終わります。続きまして、議案第128号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第128号の質疑を終わります。続きまして、議案第129号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第129号の質疑を終わります。続きまして、議案第130号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第130号の質疑を終わります。続きまして、議案第131号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第131号の質疑を終わります。続きまして、議案第132号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

●**石橋議員(石橋純二)** はい。

●**議長(山中康樹)** 石橋議員。

●**石橋議員(石橋純二)** えーと、ページでいきますと8ページ、9ページ、寄附金でございます。ふるさと寄附金が184万1千円となっております。で、これはあのう、数字が入りますので今すぐここを出るかわかりませんが、件数がわかれば、だいたいの件数で結構でございますが、わかりましたら教えてください。それと、今非常にあのう、どこでも全



国の自治体でふるさと寄附金に対して、いろいろな商品を進呈しているところがございますが、こうしたことについての本町の考え方、これはいわゆる業者さんがあのう、入っているようなところが多いと聞いておりますけれども、そのことに対する考え方を教えていただきたいと思います。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** えーと、ふるさと寄附金のまず補正予算のことでございます。えー、現在30件今年に入りまして件数を受けております。184万2千円ほどになっております。累計で1千315万円余りのものになっております。それからふるさと寄附金の考え方でございますけれども基本的にはあのう、出身者と邑南町の方々の絆の一つとしてこの制度を考えておりますので、そのことで出身者を中心にふるさと寄附金をお願いしてまいりました。で、今寄附をいただいた方には、毎月の広報紙とともに、毎月のできごとを綴った季節の手紙を同封して、それで出身者の方とのつながりを大切にしているという状況でございます。で、こういった取り組みでございますので、複数回、2回も3回もあの寄附をされる方が4割超えております。そういった状況でございます。で、商品とのギフトの関係でございますけれども今のところその商品ありきの考え方ではなくて、町に対する寄附をその〇〇（聞き取れず）でいただくということが基本にしておりますので、商品をネット商品みたいに、こう、今はやっておりますけれども、そういった形のことは今のところ、まだ、考えておりません。基本的には今言いました出身者の方を中心に町のために寄附をしていただくために行っているという状況でございます。

●**議長(山中康樹)** 石橋議員。

●**石橋議員(石橋純二)** 前にも質問したことがございます。確かにあのう、いわゆるギフトを贈るという考えはないということを伺ったことはございますが、たまたま、あのこれ、今年の11月の29日の山陰中央新報でございます。浜田市のところへ邑南町のA級グルメの商品が六品ですか、決まったというようなことが報道されておりました。で、浜田市では随分この、こうしたギフトを熱心にやっておられる。本町はまあ全くそのいう考えはないということですが、邑南町の商品、A級グルメの商品がその浜田市の協定を結んでおられて、それに入るということで、これはいいことだと調べましたら、えーと浜田市では、えー、27日の時点で2万2千705件の寄附があつて寄附額は3億8千921万6千471円でした。まあ、大変な金額になっておるところでございます。ぜひともこうしたものも、やっぱりこのたびの、さだまささんの、作曲をしていただいた邑南町のイメージソングもこの中から出ておる、こうしたまあ、あの普通の予算で使えないものに、あのう、こうしたものを使えるという大変これは素晴らしいことだと思って評価しております。で、今後何とかこれを取り上げていただきたいという考えを述べたいわけですが、その私はそのいわゆる民間業者でやられるものではなくて、町内の商品が随分ございます。たとえば、こないだから新聞のチラシに入っておりますが、こうした邑南10社会、こうしたいろいろな素晴らしい商品も出ております。こうしたものを扱えば、やっぱり町内の業者さんの、対する経済効果、というのもあると思いますので、考え方としてあの、どうなのかな取り扱っていただけるわけにいかないのかなということをちょっと町長にお伺いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) えっとまあ、石橋議員さんおっしゃるように、まあ、町の活性化ということをいろいろ考えた場合には、これを積極的に進めていくという方法もあるだろうかと思います。で、現にそういうところも、多数自治体出とるわけでありまして、まあ、あの課長はああいう形で答弁をしておりますけれども、今後少し研究していく必要はあるだろうかと思っています。特にあのう、手間暇がかかる部分を今は、たとえば、ネットサイトを運営する会社もですねそこはやるよという話もあるわけでありますので、まあ、いろんなところからいろんな考え方を出して、まあ、結論、いい結論が出るようにですね、まあ、少し時間をかけて研究をしていきたいなこうかと思っています。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) あの前向きな考えを示していただきました。大変あの喜んでおるものでございます。ただ、ま、これを行うについては確かに手続きいろいろな商品発送に景品を発送する手続きとかいろいろあるかと思いますが、ま、いわゆるあのこれ、商工会という組織もございますので、ここと、この業者さんも10社会の皆さんも組んでやっていらっしゃいますので、えー、こことうまい具合に連携をすれば、そう手間暇かからずに、それから経費もかからずに、できるのではないかなというふうに考えます。で、業者さんの場合はたとえば、1万円ふると寄附をすれば、2千円の控除があつて、そのあと8千円に対する半額というような格好、ですね、そこまではする必要は私はないと思っています。こうしたあの本当にこう町内の産品で、あのう、たとえば、1万円でも2万円でもこのなかから1品というような形で、ささやかかもしれませんが、するべきではないかなというき、考えでおりますので、ぜひとも前向きな、考え方をしていただきたいということをお願いして終わります。

●議長(山中康樹) 質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 9番

●議長(山中康樹) 9番、中村議員

●中村議員(中村昌史) 2点ほど伺います。15ページ、総務費一般管理費の職員手当等2千万ありますが、時間外手当だというふうな説明を受けたと記憶しております。あの、時間外手当が必要となった理由を教えてください。23ページ農林水産業費の農業振興費、えーと、009、04の機構集積協力金交付事業1千142万円です。あの、農地集積中間管理機構の関係のものだろうと思いますが、あの、農地を出す側、あるいは受ける側どれぐらいあの、量の、面積がからんでおるのか教えてくださいと思います。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) えー、時間外手当の関係でございますけれども、あのう、災害復旧事業の関係でございます、もともとはまあ災害復旧事業のところに時間外勤務手当をつけて災害復旧の方、最優先ということでやっておりますけれども、災害復旧対策室の方に職員が行った関係で、逆に職員を、職員が減になっている課が多数ございまして、その課の方では、あの、逆にそちらの、本課の方の時間外と言いますか、事務量が大変多くなっておりますその関係で時間外勤務手当が増額となっておりますものでございます。そ

れから、あの、本年度でございますが、あまり、最近では例のない状況でございますけれども4月以降国の会計検査が4回来ておりまして、また、さらに1月にも来るという状況になっておりますので、ま、それに対応するための時間外勤務も必要ということで、増額をさしていただいております。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) えー、お尋ねの件でございますけれども、法人化予定集落1集落で、面積は9.5ヘクタールでございます。

●議長(山中康樹) 9番、中村議員

●中村議員(中村昌史) えーと職員給与、手当等についてはわかりました。あのう、機構集積協力金の話ですが、えーと、これはあのう、土地を提供しますよという方と、受けて耕作をしますよという方がこう、どう言いますか、合致したものということですね、ですから、あのう、もうやめるから、あのう、土地を出しますと、いわゆる白紙委任で出した方に対するというものはないということですか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) はい、あのう、一つの集落で農業をしてらっしゃる方が、集落営農型の法人を設立されるということで、地域集積協力金として支払われるものもこの中にごございますし、それから、経営転換協力金ということで離農されるということで支払われる分の両方この中には含んでおります。

●中村議員(中村昌史) はい。

●議長(山中康樹) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、ちょっと前から報道になっておりますが、あのう、土地の出し手と受け手とのマッチングがなかなか進まないというふうな話があちこちで、聞かれております。あのう、現在のところ、邑南町、まあ来年度へ向けてですけども邑南町の中ではどういうふうな状況であるのかを教えていただきたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) はい、農地中間管理機構の方で今、受け手と出し手の受付をしております。えー、えーと、申し出の、申請の件数を今、数字を直接持っておりますが、あのう、それぞれに希望は出ておりまして、それぞれは、あのう、出し手の場合であれば受け手の、ある程度想定をつく方が出してくれていただいておりますので、概ねマッチングはつくものというふうに思っております。

(小声で議長と植田農林振興課長の会話あり)

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) えー、説明会等で受け手と出し手のマッチングができたものから出していただきたいと思いますというふうなお願いをしておりますので、現在出てきているものでは。その、マッチングが成立しないということは起こらないと思いますが、現実には作ってほしいけれどもが受け手がないという農地というのは相当あるというふうに思

っております。

●議長(山中康樹) 質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第132号の質疑を終わります。続きまして、議案第133号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第133号の質疑を終わります。続きまして、議案第134号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第134号の質疑を終わります。続きまして、議案第135号に対する質疑に入ります。本件の質疑にたいしましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第135号の質疑を終わります。続きまして、議案第136号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第136号の質疑を終わります。以上で、議案第116号から議案第136号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

—— 午前10時10分 散会 ——